

消費税のインボイス制度

事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、**インボイス(適格請求書)**が必要になります。

免税事業者とインボイス発行事業者の登録をしていない課税事業者は、**インボイスを発行できません**。

▶ インボイス発行事業者となるためには、**税務署への登録申請が必要**です。

▶ 販売した家畜や飼料等について、免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者は仕入税額控除ができません。

例えば…、家畜市場における家畜取引において、**購買者(ほとんどが課税事業者)**が仕入税額控除できないため、免税事業者が出荷する家畜の**せり価格に影響が生じる可能性があります**。

▶ 令和13年9月30日までは、**免税事業者からの仕入れについても一定割合の控除が可能** など、経過措置があります。

▶ 免税事業者の方は、**経過措置**やご自身の**経営実態、取引先の意向**も踏まえて、**登録を受けるかをご検討ください**。

インボイス制度開始後の取引きのイメージ (肉用牛における事例)

繁殖経営・酪農



免税事業者



肉用牛肥育経営



課税事業者

仕入税額控除
できない



産地食肉センター



課税事業者

仕入税額控除
可能

納付する消費税の計算方法(差し引く計算が仕入税額控除)

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額



制度の詳細、経過措置については**裏面**をご覧ください！

登録を検討中の免税事業者の方へ

- ▶ 登録すると、**課税事業者として消費税の申告義務**が生じます。
- ▶ この場合、**事務負担を軽減**するために**簡易課税制度を選択**することができます。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

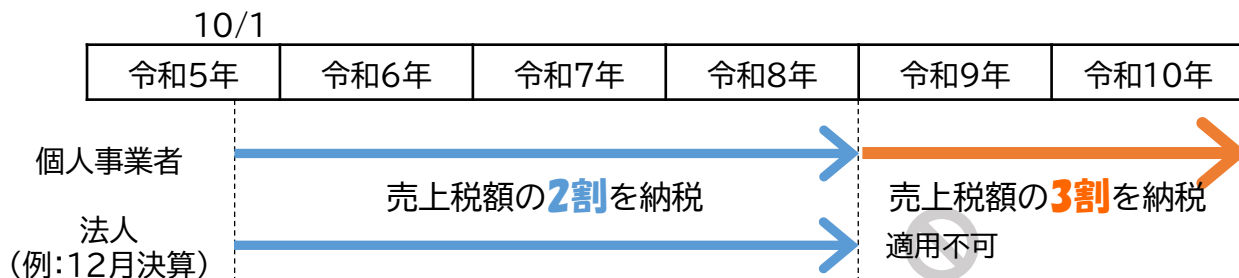
売上げの消費税額 - (売上げの消費税額 × **みなし仕入率**) = 納付する税額

- ・売上税額から消費税の納付額の計算が可能
- ・農林水産業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)の「**みなし仕入率**」は**70%**

売上税額の
3割を納税

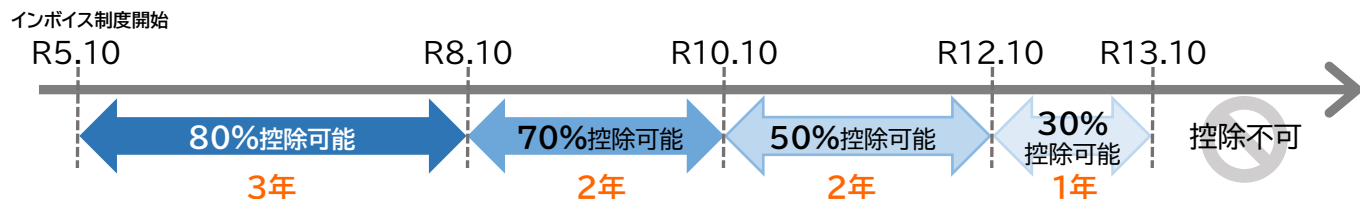
<インボイス制度開始後の経過措置>

- ▶ **小規模事業者に対する負担軽減措置** (**売手**に対する経過措置)
免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、**納税額が軽減**されます。



※簡易課税制度への円滑な移行措置として、2割特例・3割特例を適用した翌期の確定申告期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その翌期から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

- ▶ **免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置** (**買手**に対する経過措置)
令和13年9月30日までは、免税事業者からの課税仕入れについて、**仕入税額相当額の一定割合の控除が可能**です。



<制度に関するご案内>

- ▶ 国税庁 インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- ▶ 国税庁 インボイスコールセンター
0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
※個別のご相談は、所轄の税務署へお願いします。(要事前予約)
- ▶ 農林水産省HP 消費税のインボイス制度について
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>

登録手続き
の詳細は
こちら



国税庁
ウェブサイト



農林水産省
ウェブサイト